ワールドニュース
Umbrella

平成17年10月号【200541】

ワールド保険グループホームページ
http://www.worldins.co.jp/

目次▶
●売上債権の保全対策は万全ですか!!…… 1
●業界よもやま話──その23・2005年6月～8月……2～3
●インドリスク事情…… 4
●お客様紹介広場＜ジャパン・エア・ガシズ株式会社様＞…… 5
●わいわい輪～るど…… 5
●シリーズ 1　リスク・マネジメントと企業経営－その38…… 6
●シリーズ 2　エスカレータ遊びによる事故に思う…… 6
●取引信用保険とは?! …… 7
●駐在員便り　ウッドロフ・ソイヤー社…… 8

発　行　ワールド保険グループ
東京・大阪・神戸・岡山

売上債権の保全対策は万全ですか!!

企業倒産2004年実績

売上債権管理の強化や取引先倒産リスクの回避への関心が高まり、2004年全国企業倒産件数は13,276件（戦後24番目）、負債総額は7兆428億6,800万円、傾向としては沈静化致しております。

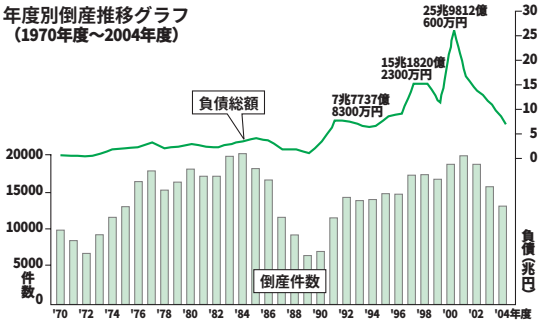

詳細は、負債1,000億円以上の大型倒産は㈱シンコー（負債2,020億円）などの4件で、倒産企業規模の小型化が顕著。上場企業の倒産は㈱ジェネラスコーポレーションなど8件。業種別では建設業3,934件（前年度比17.6%減）、96年以来8年ぶりの4,000件割れ。製造業2,218件（同21.0%減）、91年度以来13年ぶりの2,300件割れ。卸売業2,218件（同14.9%減）。地域別では北海道と九州の減少が目立つ。不況型倒産は9,888件で構成比74.5%。

倒産減少の主な原因は
① 政府による中小企業金融セーフネットの充実
② 各種再生メニューの充実
③ 手形を使用しない商慣行の拡大
④ リスク回避志向や債務最小化志向による先行投資の抑制
などが挙げられます。

－資料は帝国データバンクより－

今後の問題点は

ゼネコン、流通、ノンバンクなどの大手問題企業の過剰債務がようやく解消され、メガバンクの不良債権処理も峠を越えつつあります。大型倒産の火種は消え、中小零細企業も公的支援などによって延命が続いておりますが、地銀、第2地銀、信金、信組といった地域金融機関はいまだ数多く存在していることも確かであり、ペイオフ解禁後も限定的とは言え金融不安の噴出や救済的な統合・合併が繰り返されていくことは間違いなく、中小零細企業や地方企業にとってはマイナス要因と言えます。

企業の与信管理にも限界が

このような環境下においては倒産件数及び負債総額は減少するものと思われますが、経済環境の動きが激しい現在、取引先の信用状況を常時かつ的確に監視することは困難と言えますし、また、決算書、調査機関などを利用した信用調査にも限界があります。

売上債権の保険化も一策

このような売上債権の保全を図る商品として取引信用保険（関連記事P7を参照）があります。
そのメリットは
① 貸倒れ損失の早期回収・回収業務のアウトソーシングにより資金繰りの安定化が図れる
② 貸倒れが発生した場合、資金手当ての一手段として利用できる
③ 大口取引先の場合、決算に多大な影響が発生するが、保険化により平準化が図れる
④ 売上債権の保全策により、金融機関、株主及び仕入先に対する信用力が大幅に向上する
⑤ 保険料は損金処理が可能
⑥ 貸倒引当金との併用で、無税で貸倒れ損失に備えられる

ワールド保険代行株式会社（大阪）
代表取締役（COO）　藤原光明

業界よもやま話――その23

＜2005年6月～8月＞

6/16　東京海上日動「超ビジネス保険」好調

東京海上日動では、今年度から「超保険」「401ｋ」と並ぶ戦略商品として拡販を目指している。同商品の最大の特長は、①火災②休業③賠償責任④傷害―の4リスクの補償を一つにまとめて提案・提供できる点だ。また、顧客ニーズに合った最適な補償を、代理店自身がオーダーメードで提供できる（専用のITコンサルティングシステムを活用することで、保険料試算、見積書作成が簡単にできる）点も高い支持を得ている。顧客からは「複数の保険を1契約にまとめることができ、契約管理が非常に楽になった」「商品の一本化により、補償内容のダブリや漏れがなくなり、結果としてコスト削減につながった」といった声が寄せられている。

6/22　アフラック　EVERシリーズ強化

アフラックは、主力商品の終身医療保険“EVERシリーズ3商品”の保障機能をさらに強化する新たな専用特約として、「長期入院＆通院特約」を発売した。公的医療制度の改革、医療技術の高度化など医療環境が変わりつつある現在、医療保険に対する顧客ニーズも多様化しており「コアとなる必要保障」を追求する従来からの流れがある一方、高付加価値化を求めるニーズも強まってきている。“EVERシリーズ3商品”は、いずれも割安な保険料で、顧客ニーズにマッチした「コアとなる必要保障」（60日以内の入院保障・手術保障）を提供してきたが、新特約を付加することにより、入院の長期化と退院後の通院保障というさらなる付加価値を求める顧客ニーズにも応えることが可能になる。

6/23　ニッセイ同和損保が新商品
自然災害に強い中小企業向け火災保険

新商品は、事故後の業務再開に際して顧客の自己負担の軽減を図っており、損害額が保険価額の30%以上となる大きな水災損害が発生した場合は全額を補償。損害額が保険価額の30%に満たない比較的小さな損害でも、1事故・1構内300万円限度として、建物は保険金額の15%で1構内300万円限度、建物と設備・什器・製品・商品については保険金額の10%で1構内300万円限度までなど、補償内容を拡大。加えて、店舗休業保険とセット契約した場合、店舗休業保険の保険料が20%割引となり、これは同社独自のもの。

6/27　損保ジャパン　農業版天候デリバティブ発売

低温による水稲の不作被害に対するリスクヘッジ手段として北海道、東北、北陸の稲作農業法人向けに案内を行うもの。昨年の台風による被害など、自然災害の多発により、農業者が被る損害は甚大かつ深刻で、近年、天候リスクマネジメントへの関心が高まってきている。これに対し、日本農業法人協会は、会員からの意見を踏まえ、新たな農業セーフティネット支援活動の一環として、会員向け天候デリバティブの導入を決定した。これを受けて、同協会の情報提供会員制度で、農業以外の異業種が

参加するアグリサポート倶楽部の会員である損保ジャパンが協会会員向け専用商品として「低温リスク補償制度」を発売することになった。

6/28　日本興亜損保　NEXIと業務提携

日本興亜損保は、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）と業務委託契約を締結し、貿易保険の販売業務受託を開始した。経済のグローバル化が進展し、日本企業の貿易取引や海外直接投資は拡大基調にある。これに伴って、輸出先の倒産や、海外における政治的混乱・災害発生など、企業を取り巻くリスクも増大している。同社は、これらのリスクをカバーする保険ニーズを踏まえ、NEXIと業務提携を行い、貿易保険の販売業務受託を開始することにしたもの。同社では、輸出企業の経営を大きく左右する信用リスク、カントリーリスクを補償する貿易保険を広く提案することで、企業ニーズに応えるとともに一層のサービスの充実を図っていく方針だ。

7/1　地震保険の伸び加速
自然災害に強い中小企業向け火災保険

損保の家計地震保険の伸びが加速している。本社調査による主要損保9社の04年度末元受正味保険料は1,086億円で前年度比20.7%増と、8年ぶりの高増収となった。近年の地震保険契約は、95年の阪神大震災、04年度の新潟中越地震、福岡西方沖地震などの影響で地震保険への関心が高まったことから、地震保険制度創設当時を除き最高の増加件数・率となった。

04年度末　主要9社地震保険成績

（単位：百万円、%）

	元受正味保険料	増率
東京海上日動	24,714	49.9
損保ジャパン	23,070	12.5
三井住友海上	18,864	17.2
あいおい損保	10,502	13.0
日本興亜損保	12,972	13.3
ニッセイ同和損保	5,870	19.0
富士火災	6,929	10.2
共栄火災	3,106	14.6
日新火災	2,639	17.0
合計	108,666	20.7

7/13　損保ジャパン　学校総合賠償責任保険を発売

学校総合賠償責任保険では、学校教育業務・入試業務の遂行またはその管理上の過誤、個人情報漏えい、セクシャルハラスメント、施設管理などを理由として、学校などが損害賠償請求を受け、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償するほか、学生・生徒の被った精神的苦痛やPTSDなどの精神障害への賠償金も一定額まで補償する。また、個人情報を漏えいしたこと、またはそのおそれが生じたことにより、学校がブランド価値のき損を縮減するための対応を行う場合、ブランドプロテクト費用保険金を支払う。

7/19　手紙の返事

電話、ファックス、メールが普及している時代だから何も手紙でなくてもと思われる向きが多いが、やはり手紙は手紙なりの長所がある。書く方から言えば、相手の不在やタイミングをいちいち心配せずにマイペースでできるから気が楽である。それに一方通行だから伝えたいことを全部、しかも正確に知らせることができる。一方、手紙を受け取った側はそれが直筆の文面だったりすると字の上手下手に関係なくそぞろ心を動かされ、その向こうにいる発信人の表情や雰囲気を想像しながら、ほのぼのとした余韻と感懐をもって一行一行に目を走らせる。評論家の樋口恵子さんは「とにかくマメであることがネットワーク拡大の極意です。自分の手足を動かし、自分からコミュニケーションづくりの行動を起こすことが前提です。」と言っておられる。手紙こそネットワークづくりに資するものであろう。

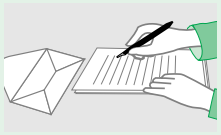

7/19　あいおい損保　401k事業を開始

退職給与引当金の廃止や適格退職年金の将来的な廃止、また、雇用の流動化や少子高齢化の進展など、企業を取り巻く環境は厳しさを増し、年金・退職金制度の再構築が求められている。こうした中、積立不足が発生しない、税制優遇などを持ち合わせた確定拠出年金は、有力な受け皿として注目されており、あいおい損保の顧客からも確定拠出年金サービス提供の要望が高まっていた。同社は、企業向けの総合型や個人型など3プランを発売する。

7/29　三井住友海上、中国で自動車保険の認可取得　日系損保では初めて

中国保険監督管理委員会から自動車保険の商品認可を取得した。日系損保会社としては初めて。当面は、中国損保会社が引き受ける自動車保険の再保険ビジネスを行うが、損害サービス体制、契約管理システムの構築に早期に取り組む。今回、三井住友海上が認可取得したのは、普通保険約款の「車両損害保険基本険条款」と、特別約款として盗難担保特約、ガラス単独損害担保特約、氷災雪災担保特約など20特約。これにより同社は、全中国で第三者強制賠償部分を除く任意保険の受再業務と、同社支店所在地の上海市内で第三者強制賠償部分を除く元受業務を始める。

8/9　根回し

根回しとは手間ひまをかけて集団を納得させるプロセスのことで、日本的経営の最たるものの一つであるが、最近少し旗色が悪いように思われる。これは本来園芸用語で、樹木の移植をする前に側根の大きなものと主根以外の根を切り、ひげ根という新しい活力を発生させることである。バブル経済崩壊後の90年代頃からひたすら効率を追求する欧米型の経営手法が一世を風靡するようになり、スピード化とIT化が進む中、根回しは非効率の代名詞のようになってしまった。むしろ結論を導いて会議を早めに終わらせるための単なる事前説明に変わってきているようだ。よく考えてみると、日本人の根っこにあるのは、時代が変わってもお互いに「分かった」と情報を共有して、心一つにつながった仕事ではないかと思う。一見無駄にみえる根回しをもう一度原点に戻して、顔を突き合わせた、生温かい人間同士の親密なやりとりを増やしてみてはどうなのだろう。何かとマイナスイメージでとらえられがちな根回しだが、現場の声をボトムアップし経営者に伝えるのに役立ってきた面を考えると、再評価の時期にきているように思う。

8/24　ニッセイ同和損保　中小企業の貸し倒れリスク補償

ニッセイ同和損保は取引先の倒産などにより企業が売掛金等を回収できないリスクを担保する取引信用保険について、簡便な審査で加入でき、小口の契約が可能な「インデックス型取引信用保険」の販売を開始した。同商品は、エーオンリスクサービスジャパン㈱と、企業の与信管理業務サポートを行うリスクモンスター㈱の3社で共同開発したもの。従来の取引信用保険は契約者となる企業の取引先について、保険会社が取引先全社を1件ずつ審査して、補償金額や保険料を決定していたため、引受条件の決定に最短でも4週間以上かかっていた。今回開発した新商品では、リスクモンスター社が提供している倒産確率を加味した企業の信用格付をインデックスとして利用し、支払限度額や保険料を決める。これにより引受条件の決定に要する期間を最短6日と大幅に短縮した。

情報は日本経済、保険毎日、保険銀行日報、保険流通の各紙より

インドリスク事情

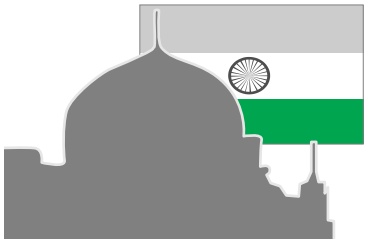

三井住友海上火災保険㈱　国際業務部
課長　高見澤 潔

BRICs※の一つとして最近注目されているインドですが、ちょっと前まではカレー･ターバン･タージマハールとなかなかそれ以上のイメージがありませんでした。メルカトル法の地図では、低緯度のインドは小さく写りますが、国土は日本の約9倍、西ヨーロッパに匹敵する大きさの地域におよそ10億人の人口を抱えています。言語は数百以上あると言われ、紙幣には十数種類の言語による表記があります。宗教もヒンズー教、回教、キリスト教から拝火教、シーク教徒など珍しいものまで多岐にわたり、広大な国土に様々な文化が同居しており、古くからあるカースト制度と相まって、風俗習慣も大きく違っています。日本では日本語だけで意思疎通ができますが、インドではインド人同士が英語やヒンディー語などの第2母国語で話している姿が見られます。こうした様々な違いを乗り越えて近年著しい成長を続けている国ですが、成長につれて貧富の差も大きくなっています。

このような国の成り立ちから暴動のリスクが潜在しており、宗教対立に端を発した2002年のグジャラート州の暴動などは日本でも報道されています。実際に私自身も駐在中に暴動を経験しましたが、発生する理由や時期がわからないので自宅に待機して沈静化するのを待つしかありません。暴動が発生すると一切の経済活動や、人の移動が止まります。

そのほか身近なリスクとしては、熱帯固有の病気（マラリアなど）や衛生状態が悪いために発生する病気（破傷風、肝炎、狂犬病、赤痢など）などがあり、予防注射や飲食物に対する注意が必要です。停電が頻繁に発生することから、冷凍・冷蔵食品の品質も気になるところです。いざというときの医療機関も設備が充分とは言えませんので、病気によっては近隣の医療設備の整った国に治療を受けに行くことも考えておく必要があります。

殺人などの重大な犯罪に邦人が巻き込まれることは他の国に比較しても多くはありませんが旅行者が多い地方ではスリや詐欺などのほか、麻薬などに関連する犯罪もあるようです。また、車の保有数に比べて交通事故が多く、重大事故も多いと言えます。例えば首都デリーでの交通事故死は東京の4倍以上です。事故が多い原因は、交通ルールの不徹底、マナーの悪さがあります。運転は攻撃的で、割り込み、信号無視などは日常茶飯事、見通しの悪いカーブや坂道でも平気で追い越しをかけることが見られます。道路は弱肉強食の世界さながらで、強く大きく早いものが勝つというルールが徹底しており、歩行者優先などというルールは全く守られません。従って、インドでは日本の常識を捨て、「自分の身は自分で守る」ということを肝に銘じ、極力危うきに近づかないことが安全対策と言えます。かといって、歩行者用の信号は首都デリー以外にはあまりないため、いつまでも道路が横断できないことになりかねませんが…。

広大な国土を移動するために飛行機や鉄道を利用することとなります。国内便の飛行機は民間航空会社の参入により、比較的安全・快適になりましたが、庶民の足は鉄道です。世界第2の鉄道大国ではありますが、鉄道の重大事故が平均一月に1回は新聞に載ります。「サボタージュ（妨害）が原因」と言う当局者の発表が多いのですが、たいていは整備不良などメンテナンス不足が原因のように思えます。線路の整備が悪いため、高速運転ができる区間が少なく、鉄道の到着遅延は常識のようになっています。

以上のように、危険が一杯の国のように書きましたが、日々成長を続けている国であり、経済の成長につれインフラ整備も進み、近年、改善は著しいものがあります。

三井住友海上ではインドに共同出資の保険会社を設立するとともに、リスクマネジメント専門会社“Cholamandalam MS Risk Services”を持ち、お客様の様々なニーズに応えられるようご用意しています。

※BRICs＝ブラジル、ロシア、インド、中国の4ヵ国の頭文字をとった造語。アメリカの大手証券会社ゴールドマン・サックス社が、2003年秋に投資家向けにまとめたリポートで用いて注目されている。

Punitive Damages（懲罰的賠償金）～米国PL訴訟をめぐって～ 第3回

今まで「旬」の弁護士の選任が如何に重要であるか、そして米国陪審員の実際のProfileについて述べさせていただきましたが、今回はPunitive Damages（懲罰的賠償金）についてその現実的側面を申し上げてみたいと思います。そこには我々が事案解決を図っていく上で、知っておくべき重要なポイントがあります。

1 Grimshaw v. Ford Motor Co.,119 Cal. App. 3d 757, 174 Cal. Rptr. 348

Punitive Damages（懲罰的賠償金）が課されるきっかけとなった判例は、1978年のいわゆるFord Pinto事件です。結論を先に言えば、自動車メーカーであるフォード社がガソリンタンクの設計上の欠陥に気がついていながら適切な安全対策を講じていなかったとして、通常の損害賠償金350万ドルに加えて、懲罰的賠償金として１億2,500万ドル、合計１億2,850万ドルの支払を命ずる評決が下されたものです。（但し、最終的には被告側の控訴により、大きく減額判決されています。）

フォード社製のFord Pinto hatchback車は、1972年5月28日、南カリフォルニアのfreewayの出口付近で突然エンストを起こし停止してしまいました。このため、当該車両の後方を走行していたFord Galaxie車は前車を避けきれずに追突し、衝突と同時に火災が発生し、Pinto車側の運転者は重度火傷が原因で数日後に心不全で死亡しました。また、このPinto車に同乗していたRichard Grimshaw少年（当時13歳）は、一命は取りとめたものの身体に80%以上の火傷を負う重症でした。同少年は50回以上の手術を受け、指4本と鼻、片方の耳を失い、さらに、向こう10年間にわたり追加手術を受けなければならない状態となりました。

ここで問題なのは、メーカー側が設計上の欠陥を知りながら適切な安全対策を事前に講じていなかった点です。これは当時、経営側と対立し辞職した技術担当重役が、原告側の証人として、フォード社が利潤の追求にpriorityをおき安全性を犠牲にした旨の証言をしたことが、陪審員の心象を決定的に悪くさせたと言われています。陪審員は、メーカー側の人権無視と思われる証拠や前述の元技術担当重役の証言から、被告側に悪意性や故意性がありと判断し、懲罰的賠償金を認める根拠としました。

なお、本件における設計上の欠陥とは、一言で言えば、ガソリンタンクとバンパーが接近しすぎており、かつ、後方からの衝突に脆弱な構造（衝突に弱いバンパー）になっていたことです。

当該判例内容についての更に詳しい内容については、今回は紙面の都合により割愛させていただきます。

2

日本においてはこの懲罰的賠償金の考え方は不法行為の中に組み込まれてしまいますが、果たして米国において、この賠償金がどのような基準で課せられるのか気になるところです。BLACK'S LAW DICTIONARY（第7版）によれば、Punitive Damagesの定義として次のように書かれています。

“ Damages awarded in addition to actual damages when the defendant acted with reckless（向こう見ずな）, malice（悪意、害意）, or deceit（虚偽）” となっています。

また、米国の大手弁護士事務所の一つであるCondon & Forsythの説明では次のように述べられています。

“ Punitive damages are a type of damages awarded to punish and deter the defendant's gross negligence which rises to the level of reckless（向こう見ずな） indifference or willful（故意の） and wanton（悪意の） misconduct ” といっています。

ここでのkey wordは、何をもって、“ reckless ”, “ malice ”, “ deceit ”, “ willful ”, “ wanton ”を認定するかということです。これはまさに法廷審理において裁判官の説示の後に陪審員が決めることで、被告側の行為をpunish（→罰する、懲らしめる）すべきか否かを基準として、判断していくことになります。もう少し詳しく言えば、不法行為訴訟において、加害行為の悪性が高い場合において、被告側である企業に対して、懲罰及び抑止効果を目的としていると言えます。悪意、害意により、または重大な危険が判っていたにも拘わらず、無視した場合に課せられると言えましょう。更に、極めて社会的な非難性が高いことも要件の一つになってくると思われます。いずれにせよ、社会的な「おしおき」と言えるでしょう。

これらのことを前提に我々保険会社側は、具体的には次の要素を考慮しています。
即ち、
① 被告の不法行為性と公共に対する危険の度合
② 被告の不法行為寄与度
③ 被告の不法行為期間とその隠蔽度合
④ 被告の不法行為に対する認識度
⑤ 被告の不法行為発覚時の態度と対応
⑥ 被告企業側の従業員の数やその地位
⑦ 被告側の財政状態
⑧ 被告側が受ける可能性のある刑事罰の程度、及びその他総合的判断

なお、前述で⑦についても述べましたが、実際には被告側の賠償資力等を考慮して決定されることが多く、ある面、我々保険会社側としては、事実認定者（裁判官または陪審員をいいます）の裁量権の濫用ということも懸念しています。また、米国においてごく少数の一部の州では、このPunitive Damagesを認めないところや、そもそも保険に転嫁できない、あるいは特段コメントしていない州も存在します。これらの細かい点については、Caseが発生した時点で最新情報をチェックすることが必要です。

3 Punitive Damagesと海外PL保険

基本的には、このPunitive Damagesは海外PL保険に付帯されているEndorsementによって、免責とされています。金額的に極めて大きくなることが予測され、「懲罰」自体を保険に転嫁すべきか否かという議論もあるはずです。実際、国内外の損保各社とも、このPunitive Damagesを担保しないのが一般的です。

具体的な特約条項上のWordingとしては、次のようになっております。
“ It is agreed that this Policy shall not apply to fines, penalties, punitive damages, exemplary damages, treble damages, or any other damages resulting from the multiplication of compensatory damages. ”
（本証券は罰金、違約金、懲罰的賠償金、3倍賠償金、またはその他の補償的賠償金に倍数を乗じて決定される賠償金については適用されない。）

なお、このPunitive Damagesは前述のように法廷審理（陪審裁判）において、初めて色分けされます。即ち、そこにいくまでにSettlement（示談解決）をすればこの色分けはされないので、我々にとってリスクを回避するという面でメリットはあります。但し、Mock Trial（模擬陪審裁判）などを通じて、我々が勝てる、もしくはPunitive Damagesを課せられることはないと客観的に判断できれば、法廷審理で争うことも一考に値するかもしれません。

4

私見ではありますが、このPunitive Damagesの問題点として、支払先があくまでも原告個人に対してであり、社会還元する仕組みとはなっていないことが挙げられます。確かに、このPunitive Damages が法廷審理で被告側企業に課せられるようなこと自体、その企業は社会的制裁を受けるべきという証左であり、一定のConsensusは得られるでしょう。但し、その巨大な賠償金が、同様な事故を回避するための安全性の遂行、社会的インフラ整備、もしくはその向上に役立てられるべきではないでしょうか。現在のように、原告側が勝訴判決（for the plaintiff）を取った場合、巨額なPunitive Damagesが原告個人に支払われる仕組みである以上、原告側弁護士にとって最もおいしいターゲットの一つであり、かつ、これが米国における乱訴の一因であると考えています。

ニッセイ同和損害保険株式会社
企業損害サービス部
副部長　松本 裕充

お客様紹介広場

ジャパン・エア・ガシズ株式会社

所 在 地：〒135-0062　東京都江東区東雲1丁目9番1号
　　TEL.03-3536-2330　FAX.03-3536-6361
設　　立：2003（平成15）年 1月
資 本 金：10,509百万円
従業員数：1,300名
事業内容：産業・医療用ガスおよびガス関連機器の製造販売
Ｕ Ｒ Ｌ：http://www.japanairgases.co.jp

私たちが提供するのは、社会になくてはならない産業ガス

2003年1月、日本エア・リキード（設立1930年）の産業・医療ガス事業と大阪酸素工業（設立1934年）が事業統合し誕生されたのが、ジャパン・エア・ガシズ株式会社様です。エレクトロニクス等の革新的ビジネス分野で強いポジションを持ち、鉄鋼、化学、電機、自動車、食品、医療等の主要産業でも強固な地盤を築いておられます。親会社は産業・医療ガスの世界的な2大リーディングカンパニーであるフランスのエア・リキードグループ（55%）とイギリスのBOCグループ（45%）です。北海道から九州まで日本全国に約70の営業・製造拠点を持ち、そのグローバルな技術やノウハウを活かしたワールドクラスのサービスを提供できておられるのが大きな強みとなっています。

また、「Safety First」を合言葉に、安全対策に対しても細心の努力を傾注され、“回避できない事故はない”という強い信念を持っておられます。再発防止対策を徹底、“事故の芽を摘み取ることが重要である”との考えのもと、安全対策のための組織としてリスクマネジメント本部を設置され、「安全のための効率的な組織づくり」、「全員参加」、「問題点をチャンスに変える」、「安全教育」、「安全のモニター」の5項目からなる“安全行動指針”を作成しておられます。社員ひとりひとりが責任を持ち、全力で安全を確保されています。

ジャパン・エア・ガシズ様は、すでに多くの実績と長い歴史を持つ日本国内において、産業・医療ガス事業をコアビジネスとして、あらゆる産業分野のお客様から信頼される、先進的で、革新的な企業でおられます。これからもお客様や社会への貢献を第一に考え、企業活動を続けられていくことでしょう。

わいわい ワールド 輪〜るど

このたび、趣味の紹介ということで機会をいただきました。

私の楽しみの一つをお話ししようと思います。

学生時代、日本史の勉強は好きではなかったのですが、戦国時代に登場する歴史人物やNHK大河ドラマには興味があり、その影響もあって、旅行先では、お城や城址公園、それに隣接する資料館などを訪れております。

そこで、何年か前に私が訪れたお城を紹介したいと思います。写真（右下）は長野県にある上田城です。この上田城は、戦国時代、勇名を馳せた真田幸村の父、昌幸氏の居城で、二度にわたり徳川勢の攻撃を受け、それを二度とも撃退している話が有名かと思います。

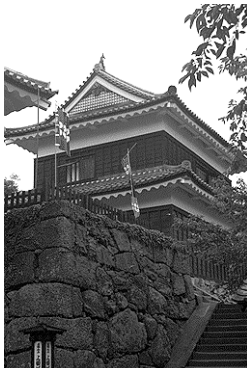

平城のお城で、天守閣があるお城に比べると、地味な感じがいたしました。印象に残っているのが、今まで訪れたお城よりお堀が広かったことです。そのお堀の広さも大軍を撃退していることに関係があるようにも感じました。城址公園内を散策していると、本丸跡や脱出用にも使われたと思われる抜け井戸などもあり、歴史に触れることができた感じがいたします。

また、上田城から少し離れたところに別所温泉があります。そこには、真田幸村が英気を養い、傷を癒したことで知られる隠し湯があり（写真右）、現在は、地元の方も集まる銭湯になっておりました。

このように、旅行先で歴史に触れることが私の楽しみの一つです。現在、NHK大河ドラマで「義経」が放送されておりますが、義経ゆかりの地にも、いつか訪れてみたいと思っております。

ワールドサービス株式会社
齋藤しのぶ

シリーズ 1

リスク・マネジメントと企業経営 ――――― その38

今回は同じ企業で何度も事故が発生する点に注目したい。その一例として三菱重工業を見てみたい。

三菱重工業は、2002年に、小牧南工場（愛知県）防衛庁向け戦闘機のケーブル切断事件、また、長崎造船所（長崎県）で建造中だった世界最大級の豪華客船「ダイヤモンド・プリンセス」（現在、サファイア・プリンセス）で溶接の熱が階上客室の木製家具などに伝わり出火。次に、2004年には、再度、長崎造船所で建造中だった国内最大のフェリー「はまなす」の発電用機関室から出火。下請け会社の作業員が軽いやけどを負った。また、防衛庁向けミサイル「88式地対艦誘導弾システム」（SSM-1）改良型で、名古屋誘導推進システム製作所の強度試験で不備を把握しながら、同庁に報告していなかった。

「ダイヤモンド・プリンセス」の火災では溶接作業員が有罪判決を受けた。この火災に対する対応策は現場作業長の監督・管理強化を目指した「現場管理改善委員会」の設置であった。しかし、わずか2年後、「はまなす」で火災が発生した。このように、同じ企業で同じような事故がなぜ繰り返されるのか？

ミサイル「88式地対艦誘導弾システム」改良型の強度試験不備は同社社員から防衛庁への内部告発だという。

これら一連の事故・事件から、現場管理の改善への疑問や社員の内部告発などを踏まえると、問題はそれぞれの現場やそれぞれの事業所ごとだけではなく、全社的な組織にもあるのではないだろうか。次回、この問題を取り上げたい。

日本リスクマネジメント協会理事長
慶應義塾大学　名誉教授　　前川　寛

シリーズ2

エスカレータ遊びによる事故に思う

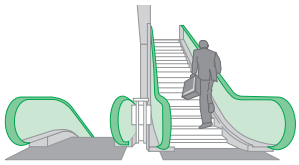

この夏、スーパーの店内でエスカレータの手すりに乗って遊んでいた幼児が、約4メートル下の床に転落し頭蓋骨骨折の重傷を負った、というニュースが新聞各紙に報道された。1階から2階に向かう上りエスカレータの手すりを抱え込むように上っていき、2階付近に設けられていた転落防止用のアクリル板にぶつかって転落したという。この事故は、誰がみても明らかなように、エスカレータという昇降機械の本来の意図する使用法から逸脱した使い方に起因するものである。

一般に製品の使用段階において、製品製造者が意図しない誤った使用法であっても、それが予見可能な範囲の誤使用である限り、その誤使用を防止するための設計上の対応が製品製造者に求められる。製品製造者は、予見可能な誤使用を設計上で回避できなければ、追加の保護装置を設け、それでもなお回避できなければ使用者に対して、誤使用防止のための的確な指示と警告を伝達する責任がある。

生産財である産業機械の場合は、設計上で回避できない予見可能な誤使用による危険は、使用者が限定されているので、使用者に対して取扱説明書およびラベルを通じて的確な指示と警告を与えることにより回避が可能となる。さらに製造者は必要に応じてトレーニング・プログラムを提供し、使用者にトレーニングを受けさせることにより、誤使用による危険の回避が一層確実なものとなる。

しかし、公共空間に設置されるエスカレータ、エレベータ、立体駐車場などの機械装置類の場合は、使用者が幼児やお年寄りを含む不特定多数である。このためこの種の機械装置の製造者は、設計上で回避できない予見可能な誤使用による危険を指示や警告あるいはトレーニングを通じて回避することはできない。

設計上で回避できない使用者の誤使用に起因する危険に対して、製造者が唯一できる防止策は、当該機械装置の納入先に対して、安全管理体制、管理責任者と従業員の安全確保に関する役割と責任、安全教育、緊急時の対応策などを記載した安全マニュアルを提供し、それに基づく安全マネジメントの実施を求めることである。

技術コンサルタント（技術士）　松本　俊次

取引信用保険とは?!

取引信用保険とは、お取引先の倒産等による代金支払債務不履行によって、お客様が売掛債権に損害を被った場合、損害の一定額を保険金としてお支払いする保険であり、日本国内におきましては1990年代半ばに登場した、比較的新しい損害保険の商品です。

現在、個別型・グループ型の2種類があり、個別型については、契約企業の取引先のすべてを対象とすることを原則とし、かつ継続取引を前提としている等、諸々の条件が厳しいため、保険付保に困難が伴うケースが散見されます。

一方、グループ型の場合、同種の債権を有する会員を取りまとめて制度設計を行いますので、規模のメリットを生かし、加入しやすさと使いやすさを兼ね備えた商品性を有しています。

以下に、それぞれの特徴を示します。

個 別 型

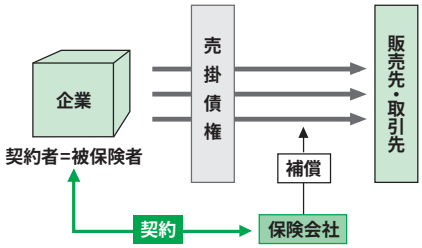

特 徴

- ●比較的大きな債権を持つ企業が対象
- ●保険会社とは1対1での契約

等

グループ型

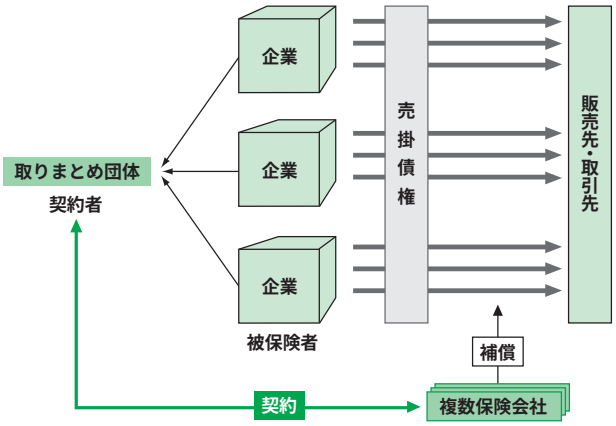

特 徴

- ●複数の保険会社による引受により、柔軟かつ大きな引受が可能
- ●小額の保険料で制度加入が可能
- ●対象販売先が少数でも制度加入が可能

等

※取りまとめ団体を活用して、個別企業が手配することの難しいカバー(補償)を提供するスキームです。

ワールドインシュアランスサービス(大阪)
富内 啓之

駐在員便り ── 米国保険業界の現状

ウッドロフ・ソイヤー社 ― ワールド保険グループの米国提携先ブローカー ―

米国駐在員
野田 節子

ウッドロフ・ソイヤーは企業に対し損害保険、リスク・マネジメント・サービス、従業員福利厚生プランの提供を行うブローカーである。ベイ・エリアのビジネス界で最も働きやすい会社の一つに選ばれている。また、IIABA（アメリカ独立エージェント＆ブローカー協会）が伸長率や生産性を基に選ぶ「優れた経営を実践しているエージェンシー（Best Practices Agency）」として04年度には賞を受けた。全米最大のネットワーク組織であるアシュレックス・グローバルのメンバーでもある。設立は1918年だ。

創始者の血縁者であるボブ・ソイヤー氏が1995年に引退した後、同社を引き継いだのはスタン・ロア氏を含む3人である。彼ら3人はボブ・ソイヤー氏の下で25年間トレーニングを受けた。経営を引き継いだ3人はすぐに14名のプロデューサー（新規顧客開拓担当者であり、契約に対し所有権を持つオーナー）を採用した。次に会社の機構を変えた。従業員持株会社（Employee Stock Ownership Plan; ESOP）にしたのである。この制度の下、主要スタッフ（プロデューサー及び経営者）ほぼ20名が株式の70%を、スタッフ全員が30%を所有する。この制度を採用して以来、業績は急激に伸びた。1995年の手数料収入は1千万ドル（11億円）であったが、6年後の01年には3千4百万ドル（37億4千万円）と3.4倍に増収したのである。スタッフ数は95年には100人に満たなかったが、01年には60人を採用、02年にも55名を採用した。現在は200人を超える。

■ウッドロフ・ソイヤーの収入の変遷

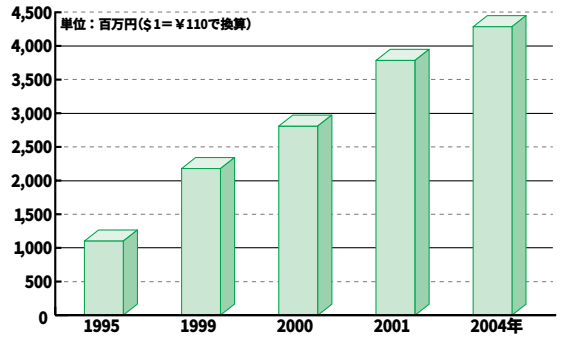

（資料参考：ビジネス・タイムズ 9/27/02; ビジネス・インシュアランス 7/18/05）

スタン・ロア氏と高橋CEO

ウッドロフ・ソイヤーにとっては、新しく採用したスタッフ（新スタッフといっても、新卒ではなく、保険会社や他ブローカーの勤務経験者である）に、同社の経営方針や業務の流れを十分に理解させるためのトレーニングを行うことが最も重要であるという。保険やリスク・マネジメントの知識を高めるためにスタッフが外部の教育機関で学ぶことを奨励し、教育費を提供する。次世代の経営者を育てることに積極的である。例えば、01年、3人はそれぞれ4ヶ月間の有給休暇をとってオフィスを離れた。離れている間、仕事の一部は休暇をとっていない3人の内の1人が代行したが、大部分の仕事は、次世代経営者候補の1人に委託された。トレーニングの効果を確かめる良い機会であったという。教えられること／教科書で学ぶこと、と実際に顧客や保険会社との対応を上手にこなすことができるかは全く別であるからだ。有給休暇のおかげで3人も気軽にお互いの仕事を助け合うようになったという。このような実践トレーニングのおかげで、今、3人の誰かが引退しても殆ど経営には影響は無いだろう、と同社は見る。

米国駐在員事務所　SGN Pacific Insurance Brokerage, Inc.
1420 Turk Street, Suite#PH1B
San Francisco, CA 94115, U.S.A.
TEL (415)922-9910　FAX(415)929-8602
mailto:info@sgnpacific.com
http://www.sgnpacific.com/

“ワールド保険グループ”は、生・損保代理店部門、ブローカー部門共々サービスの充実に努めてまいります。

ワールド保険代行株式会社	（東　京）	〒103-0027	東京都中央区日本橋2-16-11	TEL 03-3273-6541	FAX 03-3273-6588
	（大　阪）	〒541-0045	大阪市中央区道修町3-4-11	TEL 06-6201-3121	FAX 06-6222-1967
	（神　戸）	〒650-0024	神戸市中央区海岸通5	TEL 078-391-8710	FAX 078-331-9239
	（岡　山）	〒700-0824	岡山市内山下2-3-10	TEL 086-222-2130	FAX 086-222-2195
ワールド インシュアランス サービス株式会社					
	（東　京）	〒103-0027	東京都中央区日本橋2-16-11	TEL 03-3273-6551	FAX 03-3273-6590
	（大　阪）	〒541-0045	大阪市中央区道修町3-4-11	TEL 06-6222-7701	FAX 06-6222-7700
ワールドサービス株式会社		〒541-0045	大阪市中央区道修町3-4-11	TEL 06-6222-1966	FAX 06-6222-1967

ワールド保険グループのホームページ　http://www.worldins.co.jp/

●平成17年10月発行　●ワールド保険代行株式会社　●編集人　泉 能之
●〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目16番11号　清水ビル8階　TEL 03-3273-6541　FAX 03-3273-6588